

様式第一(第十八条関係)

(表面)

## 指定給水装置工事事業者指定申請書

(宛先)富山市上下水道事業管理者

年 月 日

フリガナ

申請者 氏名又は名称

〒

住 所

代表者氏名

電 話

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、  
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

( 裏面 )

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事務所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事務所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表(第十八条関係)

## 機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第二(第十八条及び第三十四条関係)

## 誓 約 書

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 申 請 者 及 び そ の 役 員 は、  
水 道 法 第 25 条 の 3 第 1 項 第 3 号 イ か ら へ ま で の い ず れ  
に も 該 当 し な い 者 で あ る こ と を 誓 約 し ま す。

年 月 日

申 請 者

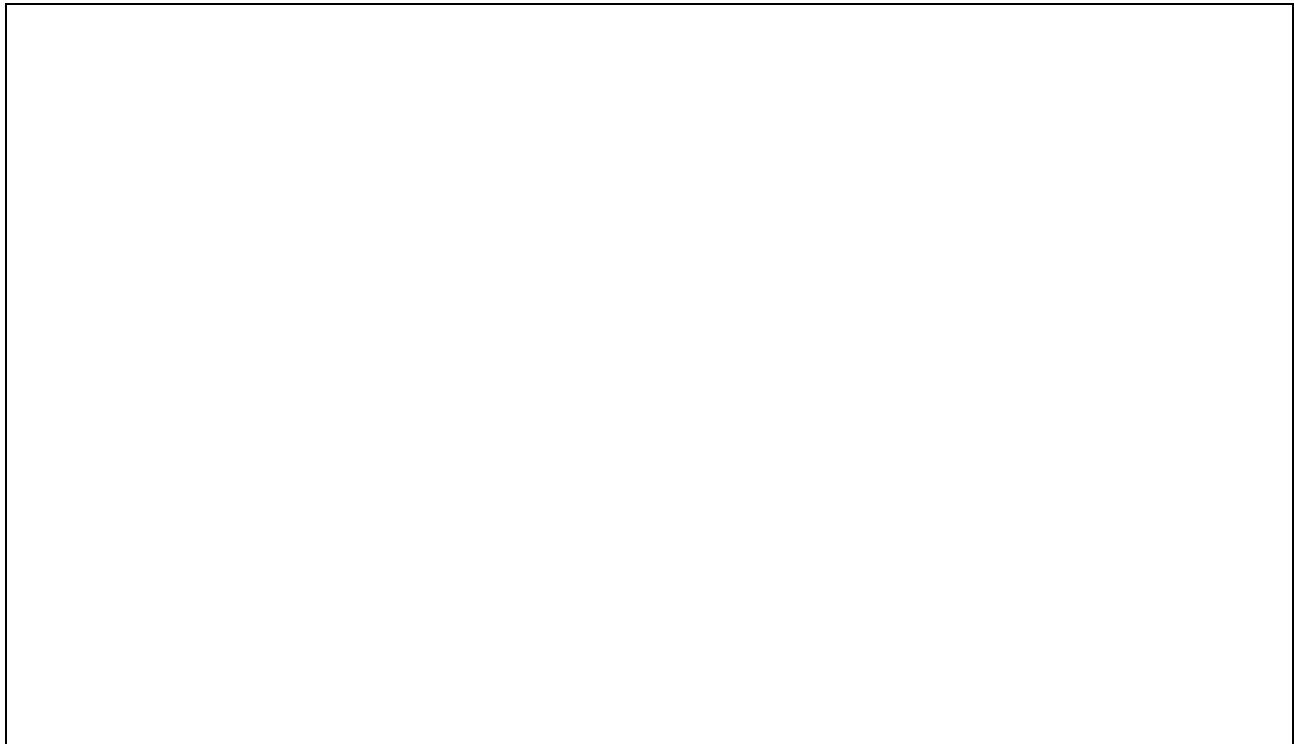
氏名又は名称

住 所

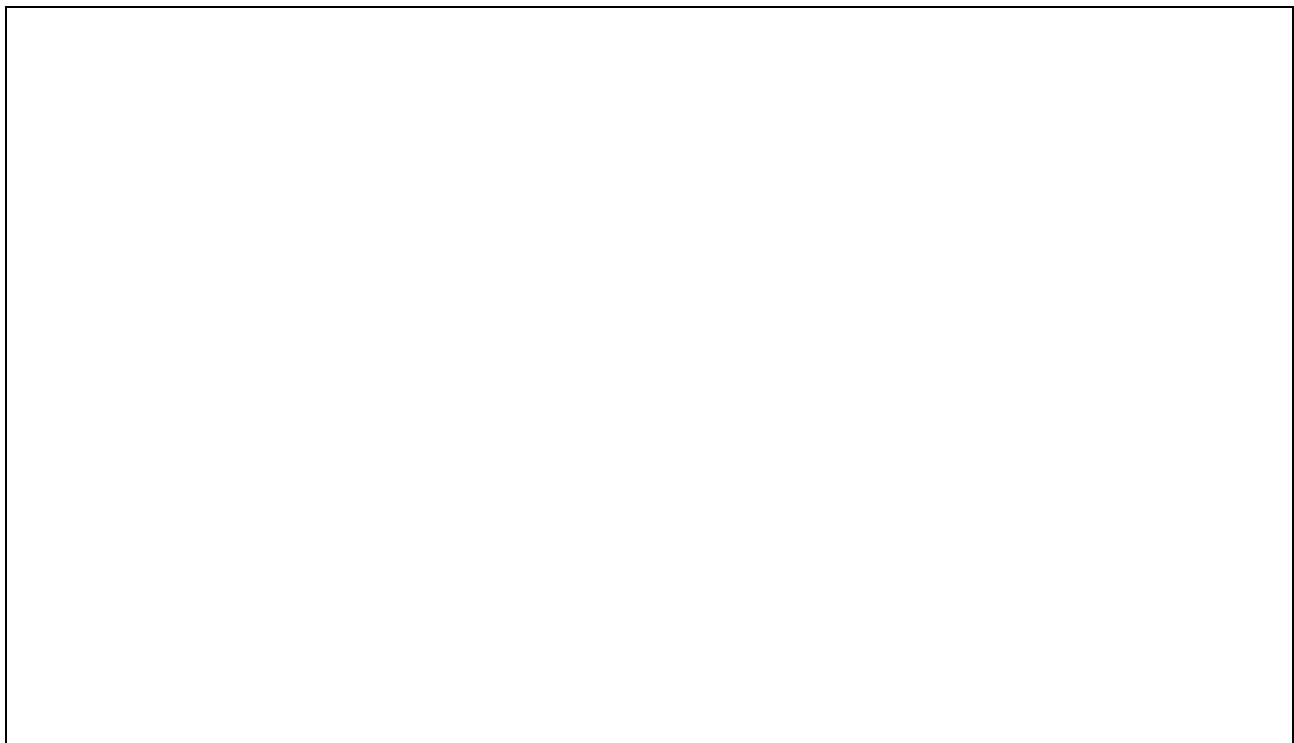
代 表 者 氏 名

(宛先)富山市上下水道事業管理者

事業所附近の位置図



事務所内平面図



\*別途、事業所の全景(看板含む)と、内部が確認できる写真を添付すること。

## 指定給水装置工事事業者指定市町村調書

市町村名	指定有効期限	指定番号

\*富山県内で指定給水装置工事事業者の指定を受けている市町村を記入すること。

## 注意事項

この様式は、水道法施行規則第36条の事業の運営の基準に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認するために作成したものです。

この様式で確認した内容の一部は、公表「可」を選択された場合に限り、富山市ホームページの「指定給水装置工事事業者一覧」にて公表します。また、公表「不可」または選択なしの場合は、「指定給水装置工事事業者一覧」に「非公表」と表示されます。

## 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認作業 記入様式

事業を行う事業所の名称

〒

上記事業所の所在地

氏名

電話

携帯電話

FAX

e-mail

### ① 富山市上下水道局が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年)

受講実績(未受講の場合、その理由を記入してください)		(公表: 可・不可)
令和2年度	受講・未受講(理由: )	
令和3年度	受講・未受講(理由: )	
令和4年度	受講・未受講(理由: )	
令和5年度	受講・未受講(理由: )	
令和6年度	受講・未受講(理由: )	

### ② 指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間・休業日	(公表: 可・不可)
営業時間: 休業日:	
漏水等修繕対応(該当するものすべてに○をつけてください。)	(公表: 可・不可)
屋内給水装置の修繕・埋設部の修繕・その他( )	
・ 対応していない	
対応工事種別(該当するものすべてに○をつけてください。)	(公表: 可・不可)
配水管からの分岐～水道メーター(新設・改造)	
水道メーター～室内給水装置(新設・改造)	
富山市給水施設修繕工事事業者の登録	
有(登録番号 )・無	

### ③ 富山市上下水道局管内の給水装置工事申請実績(過去 5 年)

過去 5 年の申請件数	(公表: 可 ・ 不可 )
令和 2 年度( 件) 令和 3 年度( 件) 令和 4 年度( 件)	
令和 5 年度( 件) 令和 6 年度( 件)	(合計 件)
工事関係書類の保管方法(水道法施行規則第 36 条第 6 号関係)	

※ファイリング状況(全体と具体の中身の一例)の写真を添付してください。(画面コピー可)

※管理に使用している一覧等の写しを添付してください。(下段の参考様式を利用しても可)

※なお、添付の写真及び一覧等の写しは、公表対象外です。

#### 参考様式:給水装置申請一覧

No.	申請日	お客様番号	申請者名	竣工日

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去 5 年以内)

(公表: 可 · 不可 )

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保すること。

#### ○主任技術者等の研修受講実績一覧

※外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載し、研修資料を添付してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

⑤ 過去 5 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況 (公表: 可・不可)

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

○配管技能者等(適切に作業を行うことができる技能を有する者)一覧

技能を有する 者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水管 の接合、いずれの経験 も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)	直近 の 工事 年度	
			保有している資格等	

※保有している資格等を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要